

都市計画公園による制限について

事 項	内 容
許容建築面積	通常建ぺい率： 2% 特例建ぺい率： 10% （休養施設、運動施設、教養施設、災害応急対策に必要な施設等が該当） 最大：12%（通常建ぺい率＋特例建ぺい率）
設置できる施設	都市公園の効用を全うするための施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・園路及び広場</li> <li>・植栽、花壇、噴水その他の修景施設</li> <li>・休憩所、ベンチその他の休養施設</li> <li>・ふらんこ、すべり台、砂場その他の遊戯施設</li> <li>・野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設</li> <li>・植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設</li> <li>・売店、駐車場、便所その他の便益施設</li> <li>・門、さく、管理事務所その他の管理施設</li> <li>・その他政令で定めるもの（展望台、集会所、災害応急対応施設）</li> </ul>
公園施設に関する制限	運動施設の敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の50%を超えてはならない